

## 和 解 条 項

第1項 被告は、消費者との間で結婚相手紹介サービス提供契約を締結するにあたって、別紙契約条項目録記載の契約条項を含む契約の申込又は承諾の意思表示を行わない。

第2項 被告は、別紙契約条項目録記載の契約条項が記載された契約書の用紙を廃棄する。

第3項 被告は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配付する。

### 記

有限会社台企画は、消費者との間で結婚相手紹介サービス提供契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の契約条項を含む契約の申込又は承諾の意思表示を行いませんので、当社が当該条項を使用した本件各契約を行うための事務を一切行わないようにし、当該条項が記載された契約書の用紙は全て破棄して下さい。

第4項 被告は、原告に対し、原告から、被告の行う契約について、問い合わせ又は協議の申し入れがあった場合には、真摯に対応することを約する。

第5項 原告は、その余の請求を放棄する。

第6項 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

(別紙)

## 契約条項目録

「会員契約書」

1 契約条項第8条（会員の義務と遵守事項）第13項

「交際相手とのトラブルについては自己責任とし，甲及び連盟は責任を負わないものとします。」

2 契約条項第17条（クーリング・オフ）

(1) 「乙がクーリング・オフ期間（契約日から8日間）内に契約の解除を申出た場合には，甲は無条件で契約を解除します。」

(2) 「クーリング・オフのお知らせ

1. 会員は入会申込身上書記入日を含む8日間を経過するまで，書面により，無条件に契約を解除する事ができる（この解除を「クーリング・オフ」といいます。」

3 契約条項第18条（中途解約）第2項

「役務提供開始後である場合，入会金から①，②と③の合計額を差引いた額を返還致します。

①入会金を契約期間で期間按分し算出した，経過月数分の費用。

②「契約の締結及び履行の為通常要する費用」として政令で定められた初期費用（3万円）。

③解約によって通常生ずる損害額として政令で定める額（2万円又は確定した契約残金の20%相当額のいずれか低い額）。」

以上